

第116回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】 木の伐採について

知合いが、隣の家から木が伸びてきていて困っている。隣の家は空き家のように木を切る人がいない模様。何とかならないかお聞きしたい。

⇒【村長コメント】

今は民法も改正されたが、基本は所有者の責任になる。

他にもこのような案件は話を受ける時がある。

通常は、所有者に手紙を出す、他県にいるなら他県まで訪問し、伐採する業者を紹介したりもしている（伐採費用は所有者負担）。

誰も相続する人がいない場合はどうするか（法律面からの確認）、これからどのような対応が取れるか、担当課に確認し、連絡する。

⇒【都市政策課コメント】

当該案件は、既に当課で把握している空き家で、相続人への交渉等対応を行っており、対応結果をご相談者に共有しました。状況が改善されない場合は再度ご相談いただくようお願いしております。

【2】 視覚障がい者に対する支援について

視覚障がい者が情報を得る手段や機会が少ない。

視覚障がい者の協会が解散してしまった。那珂市やひたちなか市にはあるが、なかなかその中に入っていくことも難しい。

目の悪い人達の集まりもない、情報もなかなか無いような状態になってしまっている。

情報があつたとしても、視覚障がい者がその情報を把握するのがそもそも難しい。

同居家族がいても、年中面倒をみってくれるわけではない。何か用事があれば後回しになってしまうこともある。

社協に話をしたりもしているが、役場でも視覚障がい者に対応できる人がいるとよい。総合相談支援課には相談している。

今は、PCのソフトで情報を「言語化」してくれ、そこから情報を得ることはできなくはないが、ソフトの更新時に費用がかかってしまう。日常生活用具の現在の支援内容では個人負担が大きい。

⇒【村長コメント】

視覚障がい者については、特に情報が入りにくいと思う。

役場としては、障がい者を把握する手段は手帳の情報が主となるが、なかなか職員の方でも色々な障がいに対して個別ニーズを掴みきれていないのと思う。

視覚障がい者の方への支援について担当課に相談させる。また、情報をお知らせする手法についても同様に検討する。

⇒【総合相談支援課コメント】

いただいたご意見に対し、村の取り組みをご相談者に提示の上引き続きお話を伺ってまいります。

※ 他1名の方にご参加いただきました。（コメントは割愛させていただきます。）